

# 島根県森林環境保全造林事業実施要領の運用

平成 14 年 4 月 1 日 林発第 158 号  
最終改正 令和 7 年 1 月 14 日 森第 934 号

島根県森林環境保全造林事業の実施については、島根県森林環境保全造林事業実施要領（平成 14 年 4 月 1 日付け林発第 150 号。以下「要領」という。）によるほか、この運用によるものとする。

## 第 1 事業区分の細則

- 1 要領第 1 の 1 の (2) のイ「被害森林整備」を松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が 5 % 以上の松林（天然林を含む。）において実施することができるものとする。
- 2 要領第 1 の 1 の (2) のウ「重要インフラ施設周辺森林整備」における協定においては、事業を円滑に実施するため、事業主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担のあり方を明記するよう努める。

## 第 2 事業内容の細則

- 1 事業内容については、要領別表 2 によるほか、事業内容ごとに以下の各項のとおりとする。
  - (1) 補助対象となる種苗は、原則として林業種苗生産需給調整要綱（昭和 46 年 8 月 25 日付け林業発第 228 号農林部長通達）に基づき需給調整の図られた種苗をいう。

なお、需給調整の対象となっていない種苗については林業種苗法に基づく生産事業者あるいは配布事業者として登録を受けた者が生産又は販売する品種系統の明らかな種苗をいう。
- 2 人工造林、樹下植栽等
  - (1) 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。
  - (2) 人工造林又は樹下植栽等の対象樹種は、要領第 6 の 1 の (1) に定めるほか、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢が 10 年以上のものとする。
  - (3) 人工造林又は樹下植栽等に用いる苗木については、「山林用主要苗木の標準規格設定について」（昭和 33 年 12 月 24 日付け 33 林野造第 16622 号林野庁長官通知）に即し、県が定める規格に適合した優良なものを使用することを旨とする。
  - (4) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して 2 年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したとき

は、植栽又は播種を実施するものとする。

- (5) 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。

ア 立木の蓄積が1ha当たりおおむね30 m<sup>3</sup>以上80 m<sup>3</sup>以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が1ha当たりおおむね100束以上である場合）において行うものであること。

イ 立木の蓄積が1ha当たりおおむね30 m<sup>3</sup>以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うもの又は要領第1の1の(2)のオ「保全松林緊急保護整備」（以下「保全松林緊急保護整備」という。）として行うものであること。

- (6) 特殊地拵えを実施した場合は、原則として、実施した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。

- (7) 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね20%の範囲内とする。

- (8) 特殊地拵えには搬出集積を含むことができるものとする。

- (9) 補植は、要領別表2の「ア 人工造林」により1,500本/ha以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く。）による枯損率（枯損苗本数/植栽本数）がおおむね30%以上発生した場合に、植栽を実施した年度の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として1回に限り行うことができるものとする。

- (10) 要領別表2「ア 人工造林」に定める「都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種」は、広葉樹等を含むものとする。なお、広葉樹等であって、成林のために知事が必要と認めた場合には、1ha当たり2,000本以上の植栽を可能とする。

- (11) 一貫作業は素材生産で使用した機械を利用し、立木の伐採・搬出とその後の地拵え・植栽を同時進行又は連続して行うものとする。

### 3 雪起こし

雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の30%以上が倒伏した林分において実施するものとする。

### 4 倒木起こし

倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した年度及び翌年度内とする。

### 5 枝打ち

枝打ちの高さは地上おおむね8mを上限とする。

## 6 除伐

- (1) 除伐を実施する場合は、不用木（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものをいう。）を全て除去するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の 10% 未満とする。
- (2) 要領第 1 の 1 の(2)のア 「森林緊急造成」による除伐においては、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には、12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満の林分において実施することができるものとする。
- (3) 除伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐を実施していない場合に補助対象とする。

## 7 保育間伐・間伐

- (1) 保育間伐及び間伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の 30%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から 30%未満とすることが適切であると判断される場合は 20%）以上伐採する場合に補助対象とする。
- (2) 保育間伐及び間伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、20%以上 30%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。
- (3) 要領第 1 の 1 の(2)「特定機能回復事業」（以下「特定機能回復事業」という。）による保育間伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。
- (4) 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、(2)の規定（ただし書の規定を除く。）は適用しない。
- (5) 間伐を実施する場合の「搬出材積」とは、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、上限の範囲内で、末木枝条や根元部を含めることができるものとする。

## 8 更新伐

- (1) 更新伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の 30%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から 30%未満とすることが適切であると判断される場合は 20%）以上伐採する場合に補助対象とする。
- (2) 更新伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって 5 年以内に同一施行地におい

て国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、20%以上 30%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。

- (3) 特定機能回復事業による更新伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする
- (4) 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、(2)の規定（ただし書の規定を除く。）は適用しない。
- (5) 更新伐を実施する場合の「搬出材積」とは、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、上限の範囲内で、末木枝条や根元部を含めることができるものとする。
- (6) 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合、伐採率はおおむね 70%以下（ただし、森林法第 11 条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行う場合は、この限りではない。）の定性伐採を行うものとする。
- (7) 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（長期育成循環施業の一環及び面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合は、伐採率は当該主林木のおおむね 50%以下の定性伐採（0.05ha 以下の群状伐採を含む。）とする。ただし、特定機能回復事業による更新伐は、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の 2 倍までの帯状、群状の伐採を可能とする。
- (8) 長期育成循環施業の一環として更新伐を実施する場合は、「面的複層林施業の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 林整整第 925 号林野庁長官通知）（以下「面的複層林施業の実施について」という。）の別紙「面的複層林施業の実施方針」の第 5 の 2 によるものとし、「長期育成循環施業の実施について」（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 林整整第 718 号林野庁長官通知）に定める方法により伐採及び更新を行うものとする。
- (9) 面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、「面的複層林施業の実施について」に定める方法により伐採及び更新を行うものとする。
- (10) 更新伐を実施した施行地については、天然更新作業又は広葉樹の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。

## 9 一貫作業（林相転換）

- (1) 一貫作業（林相転換）は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。
- (2) 一貫作業（林相転換）は、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 林整整第 977 号林野庁森林整備部整備課長通知）に則り、各作業を並行又は連続して実施するものとする。

- (3) 一貫作業（林相転換）において、前生樹を伐採するに当たり、生物多様性の保全の観点から、高木性の広葉樹等については、単木的に保残することができるものとする。
- (4) 一貫作業（林相転換）における植栽については、2の(2)、(3)及び(9)を準用する。
- (5) 要領別表2「サ 一貫作業（林相転換）」に定める「都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種」は、広葉樹等を含むものとする。なお、広葉樹等であって、成林のために知事が必要と認めた場合には、1 ha 当たり 2,000 本以上の植栽を可能とする。

## 10 鳥獣害防止施設等整備

- (1) 鳥獣害防止施設等整備には、獣害防護柵のほか、食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。
- (2) 鳥獣害防止施設等整備は、一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。
- (3) 獣害防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができるものとする。
- (4) 鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、次に掲げる全ての要件に該当すること。
  - ア 森林環境保全整備事業の実施における標準的な規格（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。
  - イ 改良の内容については、防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに起因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。
- (5) 特定機能回復事業による鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、地方公共団体と森林所有者により締結された協定等の対象とする森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行われるものを補助対象とする。
- (6) 保全松林緊急保護整備による鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、衛生伐以外により樹種転換を実施した森林において行われるものを補助対象とする。

## 11 林床保全整備

林床保全整備は、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

## 12 荒廃竹林整備

荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地に

において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して3年後までの間に実施できるものとする。

### 13 森林作業道整備

- (1) 施業対象区域の拡大を伴わないなど森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は実施できないものとする。
- (2) 要領別表2の「セ 森林作業道整備」の(ア)に規定する、「一定期間施業に先行して実施される」とは、森林作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に実施されることであり、この期間内に施業を行うことを原則とする。なお、この期間内に施業が行われなかった場合は、その事由を明らかにするものとする。
- (3) 先行実施された森林作業道整備への補助金交付に当たっては、整備後に実施する施業について確認するものとする。
- (4) 森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当すること。
  - ア 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。
  - イ 改良の内容については、「島根県森林作業道作設指針」（平成23年3月31日付け森第1708号制定）に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。
  - ウ 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。）であって、開設の翌年度の初日から起算して3年以上を経過したものの改良であること。
  - エ 当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。
- (5) 森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当すること。
  - ア 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の復旧に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。
  - イ 復旧の内容については、「島根県森林作業道作設指針」第3に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

### 14 森林保全再生整備

- (1) 森林保全再生整備を実施する鳥獣等による被害を受けた森林は、原則として、「森林被害報告について」（昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。
- (2) 鳥獣等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。
- (3) 鳥獣の捕獲・処分に当たっては、あらかじめ十分な技術的指導を受け、鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

15 育成単層林整備、育成複層林整備及び付帯施設等整備の施業基準は別表1のとおりとする。

### 第3 事業規模の細則

- 1 要領別表1の事業規模で定める「1施行地」とは、原則として接続する区域とする。
- 2 知事は、地域における施業の実態や効率性を確保する観点等から、1施行地の面積の下限について0.1haを超えた事業規模を設定することができる。
- 3 施行地内の施業が不要な箇所であって、1カ所の面積が原則0.01ha以上であるものは除地とする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等の生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地面積の合計は0.1haを超えないものとする。
- 4 以下で行う事業においては、前項によらず1施行地の面積は0.05ha以上とする。
  - (1) 水田跡地の人工造林
- 5 要領別表1の「1 森林環境保全直接支援事業」の事業規模で定める搬出材積（ha 当たり 10 m<sup>3</sup>以上）には、間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用した分の材積は含めないものとする。

### 第4 事業主体等の細則

- 1 森林所有者のうち、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条に規定する分収林契約（以下「分収林契約」という。）を締結した者にあつては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。
- 2 知事は、森林所有者の団体から補助金の交付申請があつた際は、森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成14年10月15日農林水産省告示第1630号。以下「告示」という。）の第1項、第2項及び次の事項を確認するものとする。
  - (1) 規約の内容
  - (2) 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容
  - (3) 施行地の森林所有者
- 3 知事は、森林所有者の団体が事業を実施する場合、当該団体に対し、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するよう指導するものとする。
- 4 鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備又は森林作業道整備の事業主体は、当該事業主体以外の事業主体が一体的に行うべき事業を実施する場合にも、補助対象とすることができる。
- 5 要領別表1の欄外（注1）における「寄付や分収林契約解除等により公有化した森林」は、事業を実施する前年度の末日からさかのぼって10年以内に公有化したものに限る。
- 6 要領別表1の欄外（注3）における「自ら所有する森林」には、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

## 第5 事業計画の細則

- 1 森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）の対象区域は、原則として森林法（昭和26年法律第249号）第7条の規定に基づき定められた森林計画区とする。
- 2 事業計画の始期は、原則として当該計画の対象地域に係る森林法第5条第1項に定める「地域森林計画」（以下「地域森林計画」という。）の始期とする。
- 3 事業計画は、別記様式1により作成することとする。
- 4 事業計画の申請及び変更は、別記様式2から4により行うものとする。
- 5 要領第2の4の(2)で定める「事業量の著しい増減」は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画の対象事業内容全体における次の内容
    - ア 森林整備（別記様式1の7の(1)の欄外注釈に定める施業をいう。）の総面積の3割を超える増減
    - イ 森林作業道の開設総延長の3割を超える減

## 第6 実施計画の細則

- 1 知事及び市町村長は、「緑の雇用」事業の実施により森林環境保全整備事業の新たな従業者が就業している地域の実施計画の作成に当たっては、これらの新たな就業者の円滑な定着化に適切な配慮を行うよう努めるものとする。

## 第7 維持管理

- 1 森林作業道の開設、改良及び復旧を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、森林作業道台帳を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるように管理を行うものとする。

## 第8 事業の予定及び事業の確認等に必要な書類等について

事業及びこれに関係する補助金交付等の事務を適正かつ円滑に行うため、事業主体（事業主体になろうとする者を含む。）は、以下により、事業の予定及び実行の確認に必要な書類の整備等を行うものとする。

- (1) 知事は、必要に応じて、事業主体に当該事業年度に予定している事業の内容、事業量等を記載した事業予定調書を提出させ、これに基づき適宜事業の適正な実施に係る指導、調整を図るものとする。
- (2) 事業主体は、事業の施行地ごとに、事業の必要性や実施した内容がわかるよう、事業実施前及び事業完了後の状況を撮影するものとする。
  - ア 一貫作業（機械人力併用）においては人力と機械それぞれの地拵えの事業実施中の状況を撮影するものとする。
  - イ 下刈りは、必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとする。なお、人工造林の施行地に

において、4回目以降に実施する場合は、下列りの必要性を証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

ウ 保育間伐、間伐及び更新伐において選木標示を行った場合は、標示実施前及び標示実施後の写真を撮影するものとする。

エ 地拵えについては、事業の施行地ごとに、事業実施前の植生及び草丈の状況を撮影するものとする。

オ アからエにより撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとする。

## 第9 補助金の交付申請等について

- 1 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（特殊地拵えを含む。）、植栽（事業完了までに相当期間を要する場合に限る。）の各々に要する経費に対する補助金交付申請は、当該経費に係る事業の終了の時期ごとに区分して申請することができる。
- 2 補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。
- 3 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林経営計画又は森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合は当該計画ごと（当該森林経営計画の対象とする森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含む。）を単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。
  - (1) 当該複数の事業主体が共同して行う方法
  - (2) 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と要領第7の3に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法
  - (3) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、要領第7の3に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法
- 4 事業主体は、複数の申請単位（前項に定める交付申請の単位をいう。以下同じ。）に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、第10に定める交付申請に係る書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。
- 5 事業主体は、前項により一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

## 第10 補助金交付申請書の作成及び提出について

- 1 本事業に係る補助金交付申請書及び添付書類の取り扱いについて以下のとおり規定する。
- 2 事業主体は、要綱様式第1号の補助金交付申請書を用いて、補助金の交付申請を行うものとする。なお、申請に当たっては、必要に応じて別表2で定める書類を添付すること。
- 3 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、竣工検査時に検査員は必要に応じ事業主体に主要測点の復元を求め、検査するものとする。
- 4 間伐、更新伐、一貫作業（林相転換）に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。
- 5 事業主体は、前各項に掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、事業主体はこれらの書類を保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。
  - (1) 測量野帳（オルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じた画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。（オルソ画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含む。）以下同じ。）等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータを含む。）
  - (2) 別表2のイ、サ及びシ証明書等の証拠書類（「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知）（以下「標準単価設定通知」という。）第3の2のなお書を適用する場合にあっては、実質的な管理・監督の状況の記録を含む。）
  - (3) 要領別表3の森林環境保全直接支援事業の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、森林経営計画書又は実施権配分計画（要領第7の3により、事業主体から委任を受けて補助金の交付申請を行う者（行おうとする者を含む。以下「代理申請者」という。）が補助金の交付申請を行う場合はその写し。）
  - (4) 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにする書類

## 第11 代理申請者への指導について

- 1 補助金の交付申請及び受領を代理申請者が行う場合は、第9の5、第10の各項の「事業主体」を「代理申請者」に読み替えるものとする。
- 2 知事は、代理申請者に対し次の指導を行うものとする。
  - (1) 代理申請者は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とすること。
  - (2) 代理申請者は、申請した補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いの遅延や他への流用をしないこと。

(3) 代理申請者が受領した補助金は、県が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、次に掲げる経費のうち直接その事業に関係するものは、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができる。

ア 補助金事務取扱手数料

イ 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金

ウ 当該施行地の森林保険料

エ 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

(4) 代理申請者は、補助金事務取扱手数料について、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図ること。

## 第12 補助金査定の細則

### 1 補助金額

(1) 間伐、更新伐又は一貫作業（林相転換）に係る補助金額は、同一の申請単位に係る伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐、更新伐又は一貫作業（林相転換）の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

(2) 県が行った事業の査定単位又は市町村（2の(5)を適用する場合は森林整備法人等を含む。）が請負に付して実行した事業の査定単位については、同項の(2)、(3)又は(5)により算定するものとする。

(3) 査定単位の一部に、以下に掲げる間伐、更新伐又は一貫作業（林相転換）が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位、当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位又は当該一貫作業（林相転換）とその他の一貫作業（林相転換）の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

ア 要領別表2の「コ 更新伐」のうち、森林病虫害の被害拡大防止のため実施し、施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積が100 m<sup>3</sup>を超えて実施した更新伐

イ 施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）1ha当たりの伐採木の搬出材積が10 m<sup>3</sup>に満たない間伐、更新伐又は一貫作業（林相転換）

ウ 伐採方法が異なる間伐又は更新伐

エ 路網や作業ポイントが異なる間伐、更新伐又は一貫作業（林相転換）

## 2 査定係数

(1) 事業のうち森林経営計画等に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業のほか、以下を含むものとする。

ア 当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）

イ 当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし又は倒木起こし

ウ 要領第1の1の(2)の「ア 森林緊急造成」において除伐を実施した施行地で、その後気象害等の被害を受けた場合に不良木淘汰として実施する保育間伐及び更新伐

エ 当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。）の改良

(2) 要領別表3の森林環境保全直接支援事業の(2)の(イ)「森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うもの」には、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）を含む。

(3) 以下のいずれかで実施されるものについては、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。

ア 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの

イ 要領別表3における森林環境保全直接支援事業の(3)の(ア)において査定係数90で実施する「人工造林及び樹下植栽等」の伐採造林届出書に基づいて行うもの

ウ 要領別表3における森林環境保全直接支援事業の(3)の(イ)において査定係数90で実施する「下刈り」等の施業代行者が実施するもの

(4) 以下のいずれかに基づいて行う間伐及び更新伐については、当該施行地が補助金交付申請時又は申請後に森林経営計画の対象森林に含める意向があらかじめ確認できるものに限る。

ア 森林経営計画対象林班内で当該計画に基づいて行う場合

イ 隣接林班内で当該計画に基づいて行う場合

- (5) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）第 5 条第 1 項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）又は実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、補助金交付申請の際に別表 2 の「ソ 経営計画意向確認書」を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めるものとする。
- (6) 森林環境保全直接支援事業の人工造林のうち、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採において、事業主体が伐採造林届出書を提出しなかったことに際し事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあっては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うことができるものとする。

### 3 標準経費

- (1) 知事は、要領第 9 の 1 の (3) に定める「標準経費」の算出に当たっては、要領に定めるところによるほか、調整率を乗じて求めることができる。ただし、調整率は補助金総額を予算額の範囲内に調整する 1 未満の係数とする。
- (2) 「標準経費」の算出に当たり、7 齢級以下の森林のみからなる施行地において、車輛系集材システムにより要領別表 2 の「ケ 間伐」を初めて行う場合、間伐方法にかかわらず、列状間伐に係る標準単価を用いて算定する。ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を 20% 未満とすることが適切と判断される施行地についてはこの限りでない。
- (3) 「標準経費」の算出に当たり、要領別表 2 の「ケ 間伐」の補助対象面積 1 ha 当たりの伐採木の搬出材積上限は、要領別表 2 の「ケ 間伐」に関わらず、90 m<sup>3</sup>/以下で知事の定める材積とする。
- (4) 事業主体が都道府県である場合、要領第 9 の 1 の (3) の「標準経費」は「実行経費」とする。
- (5) 市町村が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち次号により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、実行経費が標準経費より低い場合は要領第 9 の 1 の (3) の「標準経費」は「実行経費」と読み替えるものとする。
- (6) 県以外の事業主体が実施する森林作業道整備のうち標準単価設定通知第 2 の 10 の (3) に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、以下のア及びイを加算した額又はウに査定係数の百分の一と補助率を乗じて（保全松林緊急保護整備における森林作業道整備にあっては補助率を乗じて）求めるものとする。
  - ア 当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知）に基づき算出される経費
  - イ 標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費

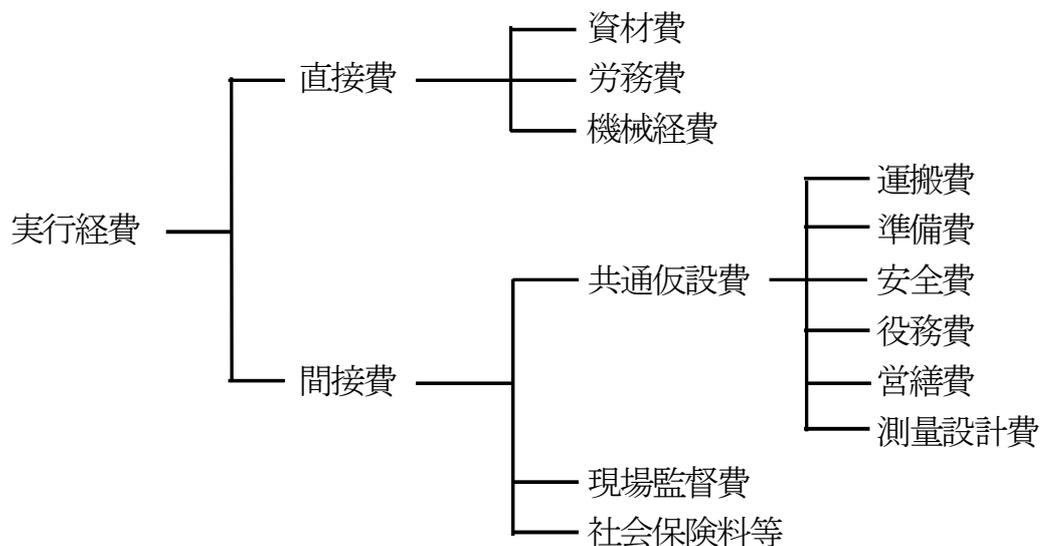
ウ 事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額

(表)第12の3の(4)から(6)について

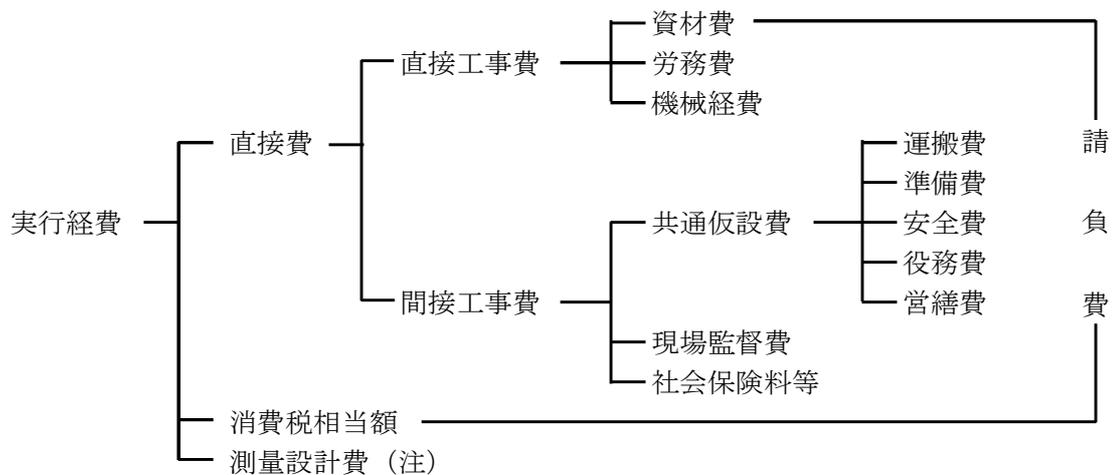
	事業主体	自ら実施	請負に付して実施
全施業種	県	実行経費 (3の(4))	実行経費 (3の(4))
	市町村	標準経費	①と②のどちらか低い額 ①標準経費 ②実行経費 (3の(5))
	その他事業主体		標準経費
標準断面又は標準設計が適用できない部分がある森林作業道	市町村	設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 (3の(6)のア及びイ)	①と②のどちらか低い額 ①設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 ②実行経費 (3の(6)のウ)
	その他事業主体		

(7) 実行経費は、次に掲げる経費とする。なお、経費の内容は、標準単価設定通知及び「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」(平成23年3月31日付け22林整整第858林野庁整備課長通知)に準ずるものとする。また、請負に付して実行する場合にあっては、設計積算要領に準ずることができるものとする。

ア 事業主体が自ら実施する場合



イ 事業主体が請負に付して実行する場合



(注) 測量設計費は、必要に応じ、消費税等相当額を加算することができる。

4 事業量

- (1) 要領第9の1の(3)で定める「事業量」は、実際に作業を行った面積等とする。
- (2) 間伐、更新伐、一貫作業（林相転換）の施行地に係る事業量は、既設の森林作業道（「島根県森林作業道作設指針」に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。

5 その他

- (1) 水田跡地における人工造林等の補助対象経費には、要領別表4に定める対象経費以外に、鋤床層の破碎、排水溝の設置、客土、盛土、有機物の施用等に要する経費を含めることができる。また、知事は当該施行地を地域森林計画の対象とする森林の区域に含めるよう、地域森林計画を樹立又は変更するものとする。
- (2) 災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち本事業に係る補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の事業内容の確認が可能なものに限り、事業が完了したものとみなして補助金を交付することができる。この場合、事業が行われたことを証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

第13 補助金の交付決定等について

- 1 知事は、第12の1の(1)に係る補助金の交付決定及び額の確定を行った時は、事業主体（代理申請者が申請を行った場合は代理申請者）に対し査定単位ごとの補助金の額を通知するものとする。
- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認める場合は、事業の完了前に補助金交付申請額の一部を概算払によって交付することができる。

#### 第 14 補助金の交付に当たって付すべき条件等について

- 1 知事は、補助金の返還に当たっては、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領」（平成 19 年 8 月 22 日付け 19 林整整第 315 号林野庁長官通知）に基づき行うものとする。
  - (1) 公用・公共用及び天災地変その他止むを得ない事由のため補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に転用等する場合には、要領第 11 の 1 の(1)の規定にかかわらず、補助金相当額の返還の減免につき知事に協議することができるものとする。
  - (2) 要領第 11 の 1 の(1)の届出又は、前項(1)の協議をするときは、次に掲げる資料を添付し支庁長又は農林水産振興センター所長に提出するものとする。
    - ア 補助金交付申請年月日、申請面積
    - イ 補助金受領年月日、補助金額
    - ウ 転用等の経緯及び転用等の計画
    - エ その他（土地収用法第 20 条に係る認定書写等）
  - (3) 支庁長又は農林水産振興センター所長は、(2)の資料を受領したときは、次に掲げる資料を添付して知事に提出するものとする。
    - ア 補助金交付申請書写（委任状、精算依頼書、実測図、施業図を含む。）
    - イ 造林地検査野帳写
    - ウ 検査報告書及び査定書写
    - エ 補助金交付決定及び確定通知書写
    - オ 転用等区域に係る補助金額（国費、県費）
- 2 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐又は一貫作業（林相転換）に係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。
- 3 要領第 11 の 1 の(8)の「当該一体的に実施すべき事業」は、森林環境保全整備事業とし、他の国庫補助事業を含まないものとする。

#### 第 15 補助金の経理等について

- 1 事業主体は、補助金の交付申請に係る書類及びその証拠書類について、事業の終了の翌年度の初日から起算して 5 年間保存するものとする。また、事業主体は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその証拠書類を整備するものとする。
  - (1) 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿：別記様式 1 3
  - (2) 施行地ごとの施行台帳：別記様式 1 4
  - (3) 補助金及び経費明細書：別記様式 1 5なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書を森林所有者等に通知するものとする。
- 2 要領第 7 の 3 により、代理申請者が補助金の交付申請及び受領を行う場合、前項の書類の整備

は、代理申請者が行うこととする。

- 3 前二項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、台帳等のうち、電磁的記録により作成、整備、保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### 第 16 受託事業に係る経費の透明化について

知事は、森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体に対し、次の指導を行うものとする。

- (1) 事業前に経費の見込みを森林所有者に示すこと。
- (2) 事業終了後に速やかに当該経費の明細書等を森林所有者に報告すること。

#### 第 17 その他

- 1 本事業により実施された森林施業の履歴の情報等について、県及び市町村は、それぞれの林務担当部局内でGISや森林クラウド等により情報共有を図るとともに、両者の密接な連携及び協力の下、森林簿等に適切に反映するものとする。
- 2 知事は、本事業に係る補助金交付申請事務について、効率的に行えるように申請者を指導するとともに、当該申請により受領し検査を行った施行地の情報等（位置、区域、面積等）についてGIS等で管理し、今後の検査等への活用を努めるものとする。
- 3 事業主体は、請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとする。

#### (附則)

- 1 この規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度事業から適用する。
- 2 この一部改正は、令和 4 年度 5 月申請から適用する。（令和 4 年 4 月 1 日付け森第 248 号）
- 3 この一部改正は、令和 5 年度 5 月申請から適用する。（令和 5 年 8 月 22 日付け森第 487 号）
- 4 この一部改正は、令和 6 年度 5 月申請から適用する。（令和 6 年 5 月 28 日付け森第 42 号）
- 5 この一部改正は、令和 6 年度 2 月申請から適用する。（令和 7 年 1 月 14 日付け森第 934 号）

別表1

## 育成単層林整備、育成複層林整備、付帯施設等整備の施業基準

## 1 育成単層林整備

## (1)人工造林

下表の基準植栽本数以上とする。

樹 種	植栽本数(1ha当たり)
実生スギ、挿木スギ、ヒノキ、マツ、カラマツ、広葉樹	1,000本、1,500本、2,000本、2,500本、3,000本
センダン	1,000本
コウヨウザン	1,000本、1,500本、2,000本

事業の細目	実施基準	
地 拵 え 抜 き	地拵えを森林環境保全造林事業の補助対象とせず造林するもの	
人 工 林 伐 跡	人工林伐採跡地に造林するもの	
被 害 跡 地	2齢級の人工林被害跡地で造林するもの	
天 然 林 伐 跡	天然の矮林伐採跡地、天然の喬林伐採跡地に造林するもの	
原 野 ・ そ の 他	ササ、シダ、カヤ等の繁茂地、採草跡地、農地転用による畑跡地、未立木地に造林するもの	
一貫作業	片付けのみ	全木集材等の後に、末木枝条の整理、片付けを人力により行い、連続又は直近の植栽適期に植栽するもの
	機械	伐採・搬出と同時進行又は連続して機械で地拵えを行い、連続又は直近の植栽適期に植栽するもの
	機械人力併用	伐採・搬出と同時進行又は連続して機械と人力で地拵えを行い、連続又は直近の植栽適期に植栽するもの
	地拵え抜き	全木集材等により地拵えを省略し、連続又は直近の植栽適期に植栽するもの

事業の細目	実施基準		
地 拵 え ( 草 地 )	草地において、雑草木の刈払い、末木枝条の整理、片付け等をおこなうもの		
地 拵 え ( 灌 木 地 )	灌木地において、雑草木の刈払い、末木枝条の整理、片付け等をおこなうもの		
地 拵 え ( サ サ ) / 草 丈 1 m 以 下	草丈1m以下のササ地において、雑草木の刈払い、末木枝条の整理、片付け等をおこなうもの		
地 拵 え ( サ サ ) / 草 丈 1 m 超	草丈1m超のササ地において、雑草木の刈払い、末木枝条の整理、片付け等をおこなうもの		
簡 易 地 拵 え	伐採跡地等で下層植生が大きくなる前に雑草木の刈払いのみをおこなうもの		
特殊地拵	被害跡地	30~50	火災、気象災、噴火災、病虫獣害等による被害による被害森林において、30㎡/ha以上の被害木の伐採・搬出をおこなうもの
		50~100	火災、気象災、噴火災、病虫獣害等による被害による被害森林において、50㎡/ha以上の被害木の伐採・搬出をおこなうもの
		100~150	火災、気象災、噴火災、病虫獣害等による被害による被害森林において、100㎡/ha以上の被害木の伐採・搬出をおこなうもの
		150~200	火災、気象災、噴火災、病虫獣害等による被害による被害森林において、150㎡/ha以上の被害木の伐採・搬出をおこなうもの
		200以上	火災、気象災、噴火災、病虫獣害等による被害による被害森林において、200㎡/ha以上の被害木の伐採・搬出をおこなうもの
	竹林伐採	ヘクタールあたりおおむね5,000本以上の竹林において、その竹が植栽及びその後の保育作業に支障がない程度整理するもの	
低質林	小径木が大部分を占める林分において、30㎡/ha以上の前生樹の伐倒・除去をおこなうもの		
一貫作業地拵え	片付けのみ	植栽前に末木枝条の整理、片付け等を人力によりおこなうもの	
	機械	植栽前に雑草木の刈払い、末木枝条の整理、片付け等をグラブ等によりおこなうもの	
	機械人力併用	植栽前に雑草木の刈払い、末木枝条の整理、片付け等をグラブ等と人力によりおこなうもの	
補植	1,500本/ha以下の植栽を行った森林において、気象害等(鳥獣害は除く)による枯損率がおおむね30%以上発生した場合に、植栽の実施の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数まで1回に限りおこなうもの		

## 育成単層林整備、育成複層林整備、付帯施設等整備の施業基準

## (2)改良

事業の細目	実施基準
不用萌芽の除去	不用萌芽をha当たり500株以上除去するもの
地表かき起こし	天然稚幼樹の発生、生育を促すために地表かき起こし作業を行うもの

## (3)保育

事業の細目	実施基準	
普通下刈	2齢級以下の林分に対し、原則として全面刈払いにより雑草木を除去するもの	
筋刈	2齢級以下の林分に対し、造林木を中心に刈幅1m以上で雑草木を除去するもの	
普通下刈り(2回目)	2齢級以下の林分に対し、年2回全面刈払いをするうち、2回目の刈り払いを行い、雑草木を除去するもの	
雪起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分において、雪圧倒伏木の倒木起こしを行うもの(造林目的樹種の成立本数の30%以上が倒伏した場合に限る)	
除伐	5齢級以下の林分に対し主として造林目的樹種以外の不用木、不良木を除去するもの	
保育間伐	12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分に対し、主として造林目的樹種を30%以上伐採するもの(地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から30%未満とすることが適切であると判断される場合は20%以上)	
枝打ち 2m以上/2000本	12齢級以下の林分に対し、スギ、ヒノキの雄花の多い立木を主体に2.0m以上の枝打ちを2,000本/ha以上行うもの	
枝打ち 2m以上/1500本	12齢級以下の林分に対し、スギ、ヒノキの雄花の多い立木を主体に2.0m以上の枝打ちを1,500本/ha以上行うもの	
枝打ち 2m以上/1000本	12齢級以下の林分に対し、スギ、ヒノキの雄花の多い立木を主体に2.0m以上の枝打ちを1,000本/ha以上行うもの	
枝打ち 2m以上/500本	12齢級以下の林分に対し、スギ、ヒノキの雄花の多い立木を主体に2.0m以上の枝打ちを500本/ha以上行うもの	
間伐	10未満	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を林内に存置又は10m <sup>3</sup> /ha未満の搬出をするもの
	10	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を10m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
	20	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を20m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
	30	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を30m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
	40	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を40m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
	50	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を50m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
	60	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を60m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
	70	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を70m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
	80	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を80m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
	90	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を90m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの

別表1

育成単層林整備、育成複層林整備、付帯施設等整備の施業基準

2 育成複層林整備

(1) 樹下植栽

1(1)人工造林による

(2) 改良

1(2)改良による

(3) 保育

事業の細目		実施基準	
普通	刈	2齢級以下の林分に対し、原則として全面刈払いにより雑草木を除去するもの	
筋	刈	2齢級以下の林分に対し、造林木を中心に刈幅1m以上で雑草木を除去するもの	
普通	下刈り(2回目)	2齢級以下の林分に対し、年2回全面刈払いをするうち、2回目の刈り払いを行い、雑草木を除去するもの	
雪	起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分において、雪圧倒伏木の倒木起こしを行うもの(造林目的樹種の成立本数の30%以上が倒伏した場合に限る)	
除	伐	5齢級以下の林分に対し主として造林目的樹種以外の不用木、不良木を除去するもの	
保	育	12齢級以下の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分に対し、主として造林目的樹種を30%以上伐採するもの(地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から30%未満とすることが適切であると判断される場合は20%以上)	
枝	打ち	2m以上/2000本	12齢級以下の林分に対し、スギ、ヒノキの雄花の多い立木を主体に2.0m以上の枝打ちを2,000本/ha以上行うもの
枝	打ち	2m以上/1500本	12齢級以下の林分に対し、スギ、ヒノキの雄花の多い立木を主体に2.0m以上の枝打ちを1,500本/ha以上行うもの
枝	打ち	2m以上/1000本	12齢級以下の林分に対し、スギ、ヒノキの雄花の多い立木を主体に2.0m以上の枝打ちを1,000本/ha以上行うもの
枝	打ち	2m以上/500本	12齢級以下の林分に対し、スギ、ヒノキの雄花の多い立木を主体に2.0m以上の枝打ちを500本/ha以上行うもの
枝	打ち	3m以上/900本	18齢級以下の林分に対し、下層木の生育の支障となる枝払いを900本/ha以上更新伐と一体的に実施するもの(枝払いの長さは、3.0m以上実施するもの)
枝	打ち	3m以上/600本	18齢級以下の林分に対し、下層木の生育の支障となる枝払いを600本/ha以上更新伐と一体的に実施するもの(枝払いの長さは、3.0m以上実施するもの)
枝	打ち	3m以上/300本	18齢級以下の林分に対し、下層木の生育の支障となる枝払いを300本/ha以上更新伐と一体的に実施するもの(枝払いの長さは、3.0m以上実施するもの)
間	伐	10未満	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を林内に存置又は10m <sup>3</sup> /ha未満の搬出をするもの
		10	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を10m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
		20	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を20m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
		30	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を30m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
		40	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を40m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
		50	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を50m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
		60	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を60m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
		70	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を70m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
		80	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を80m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
		90	12齢級以下の林分に対し、立木密度を調整するため、主として造林目的樹種を30%以上伐採し、材を90m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの





## 育成単層林整備、育成複層林整備、付帯施設等整備の施業基準

事業の細目		実施基準
更新伐 (個別林分型)	10	個別の林分ごとに、概ね2ha以上まとまって所在する10～18齢級の人工林に対し、立木本数の概ね40%以下の伐採をおこない、材を10m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
	20	個別の林分ごとに、概ね2ha以上まとまって所在する10～18齢級の人工林に対し、立木本数の概ね40%以下の伐採をおこない、材を20m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
	30	個別の林分ごとに、概ね2ha以上まとまって所在する10～18齢級の人工林に対し、立木本数の概ね40%以下の伐採をおこない、材を30m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
	40	個別の林分ごとに、概ね2ha以上まとまって所在する10～18齢級の人工林に対し、立木本数の概ね40%以下の伐採をおこない、材を40m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
	50	個別の林分ごとに、概ね2ha以上まとまって所在する10～18齢級の人工林に対し、立木本数の概ね40%以下の伐採をおこない、材を50m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
	60	個別の林分ごとに、概ね2ha以上まとまって所在する10～18齢級の人工林に対し、立木本数の概ね40%以下の伐採をおこない、材を60m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
	70	個別の林分ごとに、概ね2ha以上まとまって所在する10～18齢級の人工林に対し、立木本数の概ね40%以下の伐採をおこない、材を70m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
	80	個別の林分ごとに、概ね2ha以上まとまって所在する10～18齢級の人工林に対し、立木本数の概ね40%以下の伐採をおこない、材を80m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの
	90	個別の林分ごとに、概ね2ha以上まとまって所在する10～18齢級の人工林に対し、立木本数の概ね40%以下の伐採をおこない、材を90m <sup>3</sup> /ha以上搬出するもの

## 3 付帯施設等整備

## (1)鳥獣害防止施設等整備

野生鳥獣による森林被害の防止を図るため、植栽、間伐、枝打ち等の施業と一体的に行う鳥獣害防止施設の整備、忌避剤の散布。

事業の細目		実施基準
食害防止保護筒設置 1千本/ha		植栽地におけるニホンジカ等の野生鳥獣による食害を防止するため、食害防止保護筒を1,000本/ha以上設置するもの ニホンジカ等の大型鳥獣:H=1400mm以上、ネット又はチューブ、ウサギ等の小型鳥獣:H=700mm以上、ネット又はチューブ
食害防止保護筒設置 1.5千本/ha		植栽地におけるニホンジカ等の野生鳥獣による食害を防止するため、食害防止保護筒を1,500本/ha以上設置するもの ニホンジカ等の大型鳥獣:H=1400mm以上、ネット又はチューブ、ウサギ等の小型鳥獣:H=700mm以上、ネット又はチューブ
食害防止保護筒設置 2千本/ha		植栽地におけるニホンジカ等の野生鳥獣による食害を防止するため、食害防止保護筒を2,000本/ha以上設置するもの ニホンジカ等の大型鳥獣:H=1400mm以上、ネット又はチューブ、ウサギ等の小型鳥獣:H=700mm以上、ネット又はチューブ
枝条巻き付け a		スギ林分におけるニホンジカ等の野生鳥獣による剥皮被害を防止するため、間伐・枝打ち等により発生する枝条を用いた主林木への巻き付けを900本/ha以上行うもの
枝条巻き付け b		ヒノキ林分におけるニホンジカ等の野生鳥獣による剥皮被害を防止するため、間伐・枝打ち等により発生する枝条を用いた主林木への巻き付けを800本/ha以上行うもの
忌避剤散布 1千本/ha		植栽地におけるノウサギ等の野生鳥獣による食害を防止するため、薬剤の仕様に従い、忌避剤を1,000本/ha以上散布するもの
忌避剤散布 1.5千本/ha		植栽地におけるノウサギ等の野生鳥獣による食害を防止するため、薬剤の仕様に従い、忌避剤を1,500本/ha以上散布するもの
忌避剤散布 2千本/ha		植栽地におけるノウサギ等の野生鳥獣による食害を防止するため、薬剤の仕様に従い、忌避剤を2,000本/ha以上散布するもの
忌避剤散布 2.5千本/ha		植栽地におけるノウサギ等の野生鳥獣による食害を防止するため、薬剤の仕様に従い、忌避剤を2,500本/ha以上散布するもの
忌避剤散布 3千本/ha		植栽地におけるノウサギ等の野生鳥獣による食害を防止するため、薬剤の仕様に従い、忌避剤を3,000本/ha以上散布するもの

## (2)荒廃竹林整備

周辺を被圧しつつある荒廃竹林整備を、除間伐等の施業と一体的に行うもの。

事業の細目		実施基準
荒廃竹林整備		荒廃竹林の伐採および集積をおこなうもの

## ※ 間伐、更新伐における区分

- ・架線系:主索を用いて行う架線系集材(主索を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む)
- ・車輛系:上記以外の車輛系機械による集材。

## 育成単層林整備、育成複層林整備、付帯施設等整備の施業基準

## 4 一貫作業(林相転換特別対策)

標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽の各作業を並行又は連続して行う一貫作業。

(1)伐倒・搬出(1伐区当たりの面積の上限は概ね2.5haとし、伐区については連たんしないものとする。)

事業の細目		実施基準
搬出	10	伐採木を10m <sup>3</sup> /ha以上搬出をするもの
	20	伐採木を20m <sup>3</sup> /ha以上搬出をするもの
	30	伐採木を30m <sup>3</sup> /ha以上搬出をするもの
	40	伐採木を40m <sup>3</sup> /ha以上搬出をするもの
	50	伐採木を50m <sup>3</sup> /ha以上搬出をするもの
	60	伐採木を60m <sup>3</sup> /ha以上搬出をするもの
	70	伐採木を70m <sup>3</sup> /ha以上搬出をするもの
	80	伐採木を80m <sup>3</sup> /ha以上搬出をするもの
	90	伐採木を90m <sup>3</sup> /ha以上搬出をするもの
	100	伐採木を100m <sup>3</sup> /ha以上搬出をするもの

## (2)一貫作業地拵え

事業の細目	実施基準
機械	植栽前に雑草木の刈払い、末木枝条の整理、片付け等をグラブブル等によりおこなうもの

## (3)人工造林

1ha当たり2,000本以下を基本とし、下表の樹種を対象とする。

樹種	植栽本数(1ha当たり)
スギ(少花粉)、ヒノキ(特定苗木)、マツ、カラマツ、広葉樹	1,000本、1,500本、2,000本

別表 2

添付すべき書類	様式	備考
ア 造林事業成績書		
イ 森林環境保全造林事業内訳書	別記様式 7	
ウ 施業箇所位置図		(縮尺 5 万分の 1 の地形図又は適宜の管内図に施行地の位置とその番号を記したものの)。なお、島根県森林情報システム(島根県森林クラウド)へ登録する場合は、省略できるものとする。
エ 施業図		(縮尺 5 千分の 1 の森林計画図等に施行地の測点、測線が挿入された図面。なお、間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載したもの。)
オ 実測図		縮尺 5 百～3 千分の 1
カ 竣工写真		第 8 の 1 の (2) により撮影された写真。 なお、施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像等を提出する場合は、ウからカまでの書類について省略することができるものとするが、オルソ画像で確認できない施業状況の写真は、提出すること。 なお、4 回目以降の下刈りは、あわせて、下刈りの必要性を証するに足る現地写真を添付すること
キ 森林作業道に関する申請書類		島根県森林作業道開設要領(昭和 62 年 10 月 12 日付け林発 412 号) のとおりとする。
ク 森林作業道チェックリスト		
ケ 森林作業道復旧理由説明資料		森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料(森林作業道の復旧を実施する場合に限る)
コ 平均胸高直径調査表	別記様式 8	
サ 搬出材積集計表	別記様式 9	
シ 現場労働者に係る社会保	別記様式 10	直営施行等であって、年度当初に当該事業

		いこを誓約する書類（要領別表第3のソ「森林保全再生整備」に係る交付申請の場合であって、同項のなお書きによる場合に限る。
ニ 施業実施協定書及び団体規約の写し		事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。
ヌ 安全チェックシート		<p>「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。）に定める「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を提出すること。</p> <p>なお、提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。</p> <p>ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。</p>
ネ 環境負荷低減チェックシート		提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。
ノ 消費税仕入控除税額に相当する補助金の返還に関する同意書	別記様式12	<p>(1) 地方公共団体、森林整備法人を除く者が事業主体であり、当該事業主体が預かり金処理を行い、さらに森林所有者が免税事業者又は補助金等を売り上げとして計上する場合</p> <p>(2) 事業主体が免税事業者の場合</p>

険等の加入状況調査表		にかかわる現場労働者の社会保険等の加入状況を一括して確認できる場合等によっては添付を省略することができる。
ス 補助金の交付申請又は受領に係る委任状		事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする
セ 森林経営計画書等・認定書の写し		
ソ 森林経営計画意向確認書		補助金交付申請時又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類(特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づいて事業が実施される場合に限る。)
タ 受委託契約書又は請負契約書の写し		事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。
チ 実行経費内訳書		市町村が請負に付して実行した事業、要領別表2のソ「森林保全再生整備」の事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合に限る。
ツ 分収林契約等の写し		分収林契約が締結されている場合に限る。
テ 森林所有者等との森林整備に関する協定書等の写し		要領第1の1の(2)のア～エに限る。ただし、事業主体が自ら所有する森林において事業を実施する場合は除く。
ト 伐採造林届出書等の写し		伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等(人工造林及び樹下植栽等に限る。)
ナ 鳥獣対策連絡調整結果報告書		鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)の協議会との連絡調整の結果を記載した書類及び森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業からの支援を受けな